第四条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二　地上基幹放送局　地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

二の三　特定地上基幹放送局　基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三　地上基幹放送試験局　地上基幹放送を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　特定地上基幹放送試験局　基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。

第四条第一項第二十号の十中「第五条第四項」を「第六条第一項第四号」に改め、同項第二十号の十一及び第二十号の十二を次のように改める。

二十の十一　衛星基幹放送局　衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局（衛星基幹放送試験局を除く。）をいう。

二十の十二　衛星基幹放送試験局　衛星基幹放送を行う基幹放送局（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究又は調査のため、一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を試験的に行うものに限る。）をいう。

第四条の三の二第二項の表中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第四条の四第一項の表中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「（放送試験局及び放送」を「（地上基幹放送試験局及び基幹放送」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削り、同条第二項第一号中「放送局（放送試験局及び放送」を「地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹放送」に改める。

第六条の三の二第一項中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に、「（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の三十一」を「第百六十条」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　放送法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）（特定地上基幹放送事業者に限る。）である放送免許人等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体（放送免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。次項において同じ。）に対し、書面又は電子情報処理組織（放送免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

第六条の三の二中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　放送法第百二十五条第一項第二号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者（放送法第二条第二十四号の基幹放送局提供事業者をいう。以下同じ。）である放送免許人等が、同項若しくは同法第百二十五条第二項において準用する同法第百十六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第百二十五条第二項において準用する同法第百十六条第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

第六条の四第二号中「放送局（放送試験局、放送衛星局及び放送」を「基幹放送局（基幹放送」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削り、同条第三号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　内外放送を行う基幹放送局

第六条の四第五号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第六号中「第三条の五」を「第八条」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第七号中「別表第一号（注）十五」を「別表第五号（注）十二」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第十号中「放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局又は放送」を「地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送」に改め、同条第十一号(2)中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとする基準）

第六条の四の二　法第七条第二項第六号ハの適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　放送法第百八条に基づく災害の場合の放送その他基幹放送事業者が法律に基づき行う放送をしようとする場合において、基幹放送に加えてする基幹放送以外の無線通信の送信（以下「基幹放送外の送信」という。）が当該放送を阻害するときには、当該基幹放送外の送信を中断して、当該放送を行うものであること。

二　基幹放送外の送信が、基幹放送と認識されないよう適切な措置を講じていること。

三　基幹放送外の送信が、その基幹放送の受信設備に影響を与えるものではないこと。

四　基幹放送局提供事業者が基幹放送外の送信を行う場合にあつては、その実施の詳細についてその基幹放送設備を基幹放送の業務の用に供する認定基幹放送事業者の承諾を得ているものであること。

五　前各号に掲げるもののほか、基幹放送外の送信が、基幹放送を行うべき時間又は帯域に影響を及ぼすものではないこと。

第七条第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二号中「放送試験局」を「地上基幹放送試験局」に改め、同条第三号中「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に改め、同条中第六号を同条第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　衛星基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）　当該放送の目的を達成するために必要な期間

第八条第一項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二項第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　地上基幹放送試験局

第八条第二項第六号を次のように改める。

六　衛星基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）

第八条第二項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　衛星基幹放送試験局

第九条第二号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第十条第二項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第九条第五項及び第十七条第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

第十条の二第一号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。